

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<b>発 行</b> 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 <b>発 行 日</b> 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
-----------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

目 次

告 示	ページ
○道路の区域変更 (道 路 課)	1
公 告	
○公文書の開示の令和2年度運用状況 (法務文書課)	1
○個人情報保護制度の令和2年度運用状況 ( " )	2
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	4
落札公告	
○落札者等の公告 (公営企業局 県立病院課)	5

告 示

高知県告示第1024号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年11月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月30日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町長者字ウスギガコエ乙7021番1から吾川郡仁淀川町長者字ウスギガコエ乙7035番1まで	前	5.6   20.5	96
	後	6.8   35.8	96

公 告

高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第18条の規定により、令和2年度における公文書の開示の運用状況を次のとおり公表する。

令和3年11月30日

高知県知事 濱田 省司

1 公文書開示請求件数（以下「請求件数」という。）及び決定内容等の内訳

請求件数	1,396件	
決定内容等	開示	785件
	部分開示	539件
	非開示	3件
	存否応答拒否	7件
	不存在	100件
	不受理	0件
	取下げ	198件

2 審査請求の件数及び処理件数等（令和3年3月末現在）

審査請求の件数	令和元年度繰越し分	1件
	令和2年度分	4件
処理件数	認容	0件
	一部認容	1件
	却下	2件
	棄却	0件
	取下げ	0件
令和2年度末現在審査中		2件

3 開示請求者数(延べ数)

区分	開示請求者数
県内に住所を有する個人	283件
県外に住所を有する個人	48件
県内に事務所又は事業所を有する法人及びその他の団体	815件
県外に事務所又は事業所を有する法人及びその他の団体	250件
計	1,396件



区分	開示請求者数
県内に住所を有する本人	120人
県外に住所を有する本人	4人
県内に住所を有する未成年者又は成年被後見人の法定代理人	3人
県外に住所を有する未成年者又は成年被後見人の法定代理人	0人
県内に住所を有する遺族等	2人
県外に住所を有する遺族等	3人
計	132人

11 実施機関別個人情報取扱事務登録簿の登録件数等の内訳

(単位：件)

実施機関	知事													議	教育委員会	選挙管理委員会	人事委員会	監査委員会	公安委員会	警察本部	労働委員会	取用委員会	海区漁業調整委員会	内水面漁場管理委員会	公営企業管理者	高知県公立大学法人	合計		
	総務部	危機管理部	健康政策部	地域福祉部	文化・生活スポーツ部	産業振興推進部	中山間振興・交通部	商工労働部	観光振興部	農業振興部	林業振興・環境部	水産振興部	土木部															会計管理局	計
個人情報取扱事務登録簿の登録件数	126	29	437	385	179	60	35	165	30	343	242	74	228	10	2,323	24	282	34	23	10	6	236	12	11	5	5	44	81	3,076
請求件数			2	15	1						2		13		33		11		5	1	1	81		1				132	
決定内容等			1	5						1		12			19		1				2	2						22	
			1	8	1					1		2			13		11		5	1	1	72		1				100	
																						1						1	
																												1	
				2											2							12		1				16	
																						1						1	
																						1						2	
口頭による開示請求件数			98	10				11		1					120		2,654				4,979						198	7,351	

注 1 件の請求につき複数の開示決定がなされる場合があるため、請求件数と決定内容等の件数とが一致していない。

-----  
**監 査 公 表**  
 -----

**監査公表第12号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年11月30日

高知県監査委員  
3 高行管第223号  
令和3年10月15日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）  
令和3年8月31日付け3高監報第6号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

## 第1 意見において措置を求められたもの

## 1 意見

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する知識不足や確認不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われない。

## 2 意見に対する措置状況

引き続き会計専門員による定期的な訪問支援や会計検査等を通じて、会計事務の法的根拠等基本となる考え方を指導することや会計事務の基礎研修、実務研修の実施により、職員が会計事務への理解を深め、知識を向上できるよう取り組みます。

また、各所属の決裁過程でチェックの要となる次長等に対する会計書類や契約書を確認する際のチェックポイントに重点を置いた研修、所属からの依頼に応じた出前研修の実施により、組織としてのチェック機能の強化を図ります。

さらには、昨年度から運用を開始した内部統制制度への対応の充実を図るため、事務処理の誤りについて、過去の事例や他所属の事例を情報共有することで、リスクに対する各所属の自己点検機能の強化や職員のスキルアップを図り、適正な会計事務の執行に取り組みます。

## 第2 指摘事項の該当機関

## 1 健康政策部安芸福祉保健所

## (1) 指摘事項

令和2年度生活困窮者自立支援事業委託料を過大に支出していた。

受託者である奈半利町社会福祉協議会から提出された令和2年度生活困窮者自立相談支援事業（安芸福祉保健所管内町村）の完了報告書について、添付された収支報告書の消費税及び地方消費税額が誤っているにもかかわらず、適正なものとして額を確定していたものである。

これは、地方自治法第232条第1項の普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費を支弁するという規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

## (2) 原因又は理由

委託料の過大支出については、委託契約における当初の契約額と事業完了報告時の精算額に相違（人件費等が減額となっていた）が生じているにもかかわらず、消費税額を変更せずに額を確定していたものです。

## (3) 措置状況

委託料の額の再確定を行い、本来の消費税額との差額（6,843円）を返還させるための手続きを行っています。

再発防止策として、精算時の確認においては、担当者はもとより、決裁ルートの上席者のチェック機能が働くようこの度の事例を共有しました。

## 2 農業振興部須崎農業振興センター

## (1) 指摘事項

小屋ガ谷池地域ため池総合整備堤体工事に係る土地等の売買に関する契約書に土地の引渡期限を記載していないものがあった。

契約書に履行期限を記載することが定められているにもかかわらず、記載内容の確認を怠ったため、土地の引渡期限を記載していない契約を締結していたものである。

これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条第1項第4号の契約担当者は、契約者を決定したときは、遅滞なく契約の履行期限及び履行場所を記載した契約書を作成するという規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

## (2) 原因又は理由

土地等の売買に関する契約書については、支出負担行為（契約締結）の決裁時に契約書案を十分にチェックすべきところ、担当者をはじめ決裁権者までの確認が不十分であったことから、契約書の第2条に定めるべき土地の引渡期限に記載漏れが生じたものです。また、公印審査におい

ても、公印取扱者までの照合が不十分であったことにより、契約書に土地の引渡期限の記載漏れが生じました。

## (3) 措置状況

当該契約については、令和2年12月8日に履行確認し、支払処理も完了していることから、指摘を受けた後の契約書の訂正等はありません。

今後の対応策としては、決裁段階における確認漏れを防ぐため、契約書の記載事項及び添付資料を項目別にリストアップした契約関係書類確認表を新たに作成し、契約担当者、担当チーフ、総務企画課長の3者が各項目内容を確認のうえチェック表示を行うこと、また、公印審査時には公印取扱者の照合を徹底することで契約書の不備を防止することとしました。

3 高企病第426号  
令和3年10月12日

高知県監査委員 様

高知県公営企業局長

定期監査の結果に対する措置状況について（通知）  
令和3年8月31日付け3高監報第6号で報告のありました、監査結果に対する措置状況を、下記のとおり通知します。

記

機関名：あき総合病院

## 1 指摘事項

令和2年7月に1日も出勤していない職員に対して、本来支給することができない同月分の通勤手当を支給していた。

職員の通勤手当については、通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）第15条において、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができないとされているにもかかわらず、通勤状況の確認を怠ったため、給与システムの月例報告変更の入力がされず通勤手当が支給されていたものである。

これは、高知県公営企業局職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年高知県企業局管理規程第2号）第2条第1項において、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によると定められており、職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができないという通勤手当に関する規則第15条の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

## 2 措置状況

今回の不適切な事務処理がなされた原因は、職員の出勤状況の確認が不十分であったため、欠勤及び病気休暇の取得により、当該職員が月に1日も出勤していないことを適切に把握できていなかったことによるものです。

具体的には、毎月、勤務予定実績表（看護部）及び出勤簿（医師、コメディカル、経営事業部（勤務実績管理システムを利用しているものはシステムで確認））と休暇届を突合して職員の勤務実績を確認していますが、その際に、通勤手当の支給（又は不支給）の視点から支給単位期間の全日数を通しての職員の出勤状況の確認が不十分でした。

こうした誤った事務処理を繰り返すことのないよう、職員の実績を確認する際には、支給単位期間の全日数を通して出勤しているかどうかの視点で確認し、その結果、1日も出勤していない職員をリスト化したうえで確実に給与システムの月例報告変更の入力をします。

また、出力された追給戻入計算書と作成したリストを照合し、通勤手当の支給状況に誤りがないか複数名で確認することとします。

3 高教政第580号  
令和3年10月11日

高知県監査委員 様

高知県教育長

定期監査の結果に対する措置状況について（通知）

令和3年8月31日付け3高監報第6号で報告のありました、監査結果に対する措置状況等について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

機関名：盲学校

1 指摘事項

会計年度任用職員への病気休暇の付与を誤り、本来減額すべき報酬を出勤として処理していたため、過払になっていた。

休暇を取得する際は、紙の休暇届に休暇の種類、期間、日数等を記載して申請し、所属長が承認している。休暇の残日数管理も手処理となっており、病気休暇を付与する際、病気休暇の残日数を数え誤ったため、有給の病気休暇を1時間多く付与していたものである。

これは、職員の給与の減額について定めた公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第17条の職員が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会規則で定める時間を減じたもので除して得た額を減額した給与を支給するという規定に反する不適切な事務処理である。

所属のチェック体制を強化すること、また、会計年度任用職員の仕事管理がしやすい方法の検討を行う等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 原因又は理由

会計年度任用職員が病気休暇を取得する際の手続きにおいて、担当事務職員が病気休暇の残日数を数え誤り、決裁過程において決裁者が確認できていなかったことが原因です。

3 措置状況

誤った処理の原因は、休暇の残日数を確認できていなかったことによるものであることから、残日数確認の重要性について、事務職員及び決裁者に周知徹底しました。

今後は、休暇の残日数についてデータで管理を行うとともに、複数の職員で確認を行うことにより再発防止に努めます。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県公営企業局特定調達契約事務取扱規程（平成7年高知県企業局管理規程第9号）の規定により例によるとされている高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和3年11月30日

高知県公営企業局長 橋口 欣二

- 落札に係る購入物品の名称及び数量  
一般X線撮影装置 一式
- 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県立幡多けんみん病院経営事業部経営事業課 宿毛市山奈町芳奈3番地1
- 落札者を決定した日  
令和3年11月2日
- 落札者の氏名及び住所  
富士フィルムメディカル株式会社四国支社 香川県高松市田野町29番2
- 落札金額  
55,495,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 政令第6条の公告をした日  
令和3年9月21日